

# 軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成24年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けします。

▼期日⇨平成24年

1月10日(火) 上三川地区

1月11日(水) 本郷地区

1月13日(金) 明治地区

▼時間⇨

午前の部：午前9時30分～11時

午後の部：午後1時～3時

▼場所⇨上三川町農村環境改善センター 2階会議室(大字上郷2140)

**※昨年と会場が違うのでご注意ください。**

▼持参するもの⇨

(1) 継続申請者⇨免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受付できません。)  
 ※今回の一括交付時には追加交付を行いませんので、面積や機械に変更がある場合でも耕作証明書は必要ありません。

(2) 平成22年以降申請していない方・新規申請者⇨免税軽油使用者証(平成22年以降申請していない方)・印かん・農業委員会の発行する耕作証明書・栃木県収入証紙 420円分  
 ※新規申請者については、作付内容や使用機械をお聞きます。

▼免税証の交付⇨

継続申請者 ⇨ 申請日に即日交付します。

平成22年以降申請していない方

⇨ 別途指定します。

新規申請者 ⇨ 別途指定します。

▼その他⇨次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を受けることはできませんので御注意願います。

A. 地方税に関する法令の規定に違反し、免税

軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、2年を経過していない方

I. 国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方

ウ. 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ. ア～ウの他、軽油引取税の取り締まり又は

保全上特に不適当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先⇨

●栃木県宇都宮県税事務所

軽油引取税調査担当

☎028(626)3023

●農業委員会事務局

☎9166

**昨年と会場が違いますのでご注意ください**

## 11月の放射線量の測定結果をお知らせします

測定場所	測定の高さ	測定値(平均値) マイクロシーベルト/時
本郷北コミュニティセンター	0.5m	0.11
	1 m	0.10
本郷地域福祉センター	0.5m	0.12
	1 m	0.12
石田コミュニティセンター	0.5m	0.12
	1 m	0.11
明治コミュニティセンター	0.5m	0.08
	1 m	0.08
明治南コミュニティセンター	0.5m	0.12
	1 m	0.11
上三川北地域福祉センター	0.5m	0.12
	1 m	0.11
坂上コミュニティセンター	0.5m	0.12
	1 m	0.11
上三川町役場	0.5m	0.12
	1 m	0.12

測定結果については、空間線量をはかる簡易式測定器によるものですので、参考値としてご理解ください。結果については、町のホームページでも公表しています。

また、町では町民の方の住宅周辺を対象に職員が放射線量の測定に伺います(要予約)。測定を希望される方は、左記までお問い合わせください。なお、11月より町民の住宅周辺の測定を開始したため、右欄の8箇所の測定を週一回にしました。

▼問い合わせ先⇨住民生活課 生活環境係

☎9131